

Title	中国内陸部大学における知的財産権(知的財産権 (2))
Author(s)	福代, 和宏; 廣畑, 伸雄
Citation	年次学術大会講演要旨集, 21: 1076-1079
Issue Date	2006-10-21
Type	Conference Paper
Text version	publ isher
URL	http://hdl.handle.net/10119/6523
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

○福代和宏，廣畑伸雄（山口大）

1. はじめに

2001年12月の中華人民共和国（以下、中国と略す）のWTO加盟以来、中国の大学では、知的財産権教育、弁理士の育成、知的財産管理等、知的財産に係る活動が重要視されている。今のところ知的財産権侵害 [1] に対する諸外国の圧力によって知的財産権教育に重点が置かれているが [2]、中国の技術力の向上に伴い、今後は中国国内で生まれた知的財産のマネジメント（以下、知財マネジメントと略す）も重要な課題となるだろう。

知財マネジメントの守備範囲は広く、知財創出（発明）、出願作業、知財活用（ライセンスなど）などの活動が含まれている。沿岸部に位置する中国の先進的な大学における知財マネジメントは報道、論文によって紹介されている [3, 4]。専利（中国語で特許・実用新案・意匠の総称）出願上位10校は国家知識産権局（SIPO: State Intellectual Property Office）によって毎年公表されている。清華（Tsing Hua）大学、浙江（Zhejiang）大学、上海交通（Shanghai Jiaotong）大学は中でも上位に位置している。これに対して内陸部の大学の知財マネジメントの実情はほとんど知られていない。

2005年9月から12月にかけて、著者らは国際協力銀行（JBIC: Japan Bank for International Cooperation）の委託を受けて中国内陸部大学における知財教育および知財マネジメントについての調査を行った。調査対象地域は訪問順に、重慶市、四川省、湖北省、江西省、江西チワン族自治区、雲南省である。以下、公表されている知財関連データの分析結果とともに、これらの地域の大学での教職員に対する聞き取り調査結果を報告する。

2. 統計データ

2.1 大学からの専利出願数の地域格差

Fai は中国の行政区域ごとの専利出願件数について報告している [5] が、出願者の種別については触れていない。SIPO のデータ [6] によれば、2004 年の全出願件数に占める大学の割合は約 5% である（図 1）¹。

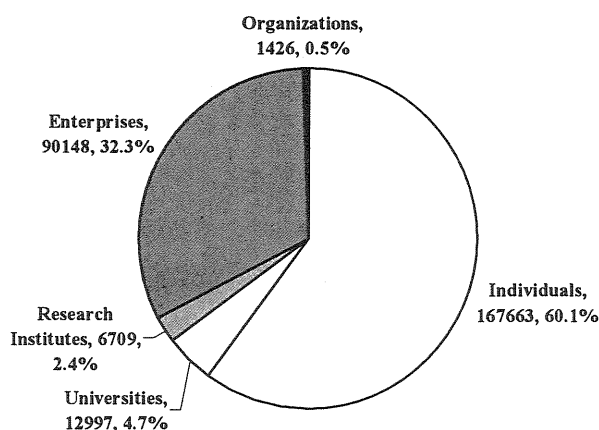


図 1 2004 年の専利出願件数の出願主体別シェア

¹ ただし注意しなくてはならないのは、企業からの出願の中には、大学の関連企業からの出願が含まれていることである。大学関連企業の出願件数も大学からの出願件数に加えれば、この数字はより大きいものになるだろう。

表1は各行政区の大学からの専利出願件数をまとめたものである。この表によれば、沿岸部地域の大学からは多くの出願があるのに対して、内陸部の大学からはあまり出願がないことがわかる。

2.2 各行政区の大学数と大学からの出願件数の関係

表1に示したデータと中国国家统计局(National Bureau of Statistics of China)の統計データ[7]とを用いて、各行政区の総合および理工系大学の数と大学からの出願件数の関係を見たのが図2である。●と○はそれぞれ沿岸部と内陸部の行政区を表している。内陸部(○)では行政区に存在する大学数が増加するにつれて出願件数が増加する傾向がみられる。これに対して、沿岸部(●)ではそのような単純な関係は見られない。北京市や江蘇省では大学の数に比例して出願数も多いという、内陸部と同様の傾向が見られるが、上海市や浙江省では少ない数の理工系および総合大学が大量の出願を行っている状況が示されている。

表1 各行政区の大学からの専利出願件数(2004年) (SIP0 資料[6]に加筆)

Province	Applications	Province	Applications
Beijing	1847	Hunan*	271
Tianjin	674	Guangdong	671
Hebei	108	Guangxi*	83
Shanxi*	121	Chongqing*	201
Inner Mongolia*	11	Sichuan*	412
Liaoning	625	Guizhou*	16
Jilin*	238	Yunnan*	95
Heilongjiang*	397	Tibet	0
Shanghai	2212	Shaanxi*	523
Jiangsu	1342	Gansu*	93
Zhejiang	1151	Qinghai*	7
Anhui*	129	Ningxia*	23
Fujian	182	Xinjiang*	17
Jianxi*	32	Hainan	1
Shandong	496	Hong Kong	53
Henan*	132	Macau	0
Hubei*	816		

*: Objective provinces of the Inland Higher Education Project in China financially supported by JBIC.

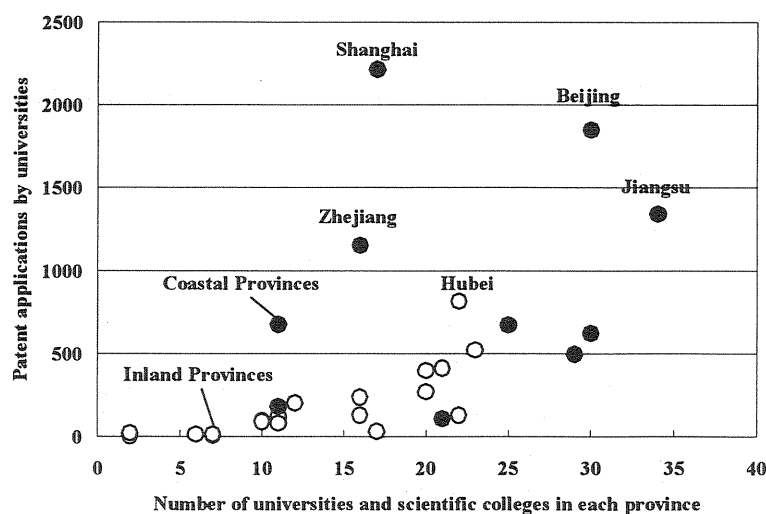


図2 各行政区の大学数と大学からの出願件数の比較

中国の教育部は毎年、専利出願および登録件数による大学ランキングを公表している [8]。表 2 は 2004 年の出願件数ランキングを示している。これまでのデータから容易に推定できるように、沿岸部の大学が上位を占めている。10 位と 18 位にそれぞれ華中理工大学と武漢理工大学という内陸部（湖北省）の大学が入っているものの、内陸部の大学が 50 位以内に登場することはまれである。

3. 知財マネジメント方針

中国の大学において、知財マネジメントは次の 3 つの点で重要である：（1）教育部が論文数だけでなく、専利出願件数に基づいて大学を評価している。（2）国家および省政府が、助成している研究プロジェクトの成果を出願件数で評価している。（3）大学内でも教職員の評価に専利出願件数を用いている。

内陸部では大学ごとに知財マネジメント方針が異なっている。表 3 に例を示す。A 大学は知財マネジメントに積極的であり、出願の際には財政援助もしている。この結果、A 大学は年間 100 件強の専利を出願している。これに対して、B 大学、C 大学は消極的であり、年間 10 件前後しか専利を出願していない。A 大学の知財マネジメント方針は内陸部では希であり、ほとんどの大学は B、C 大学のような状況である。

表2 専利出願による大学ランキング（教育部資料[8]に加筆）

Rank	University name (Province)	Applications
1	Zhejiang University (Zhejiang)	875
2	Shanghai Jiaotong University (Shanghai)	829
3	Tsing Hua University (Beijing)	762
4	Fudan University (Shanghai)	355
5	Tianjin University (Tianjin)	327
6	Harbin Institute of Technology (Heilongjiang)	271
7	Southern Yangtze University (Jiangsu)	264
8	South China University of Technology (Guangdong)	238
9	Nanjing University (Jiangsu)	236
10	Huazhong University of Science and Technology (Hubei)	221
18	Wuhan University of Technology (Hubei)*	176
49	Kunming University of Science and Technology (Yunnan)*	60
50	Shenyang Pharmaceutical University (Liaoning)	57

*: The universities that the authors visited

表3 中国内陸部大学における知財マネジメント方針および活動の例

大学（行政区）	方針および活動
A大学（湖北省）	- 大学は教職員に対して知財マネジメントの普及を図っている - 法学部に知財専門コースが設立される予定である - 出願に関する費用は大学が負担する - 大学は発明者に代わって企業への特許販売を行う - 年間100件を超える専利出願がある
B大学（湖北省）	- 専利出願は発明者（教職員）個人が行い、大学が資金援助する - 大学の知財弁公室が明細書を作成する - 大学は研究活動評価のために、出願件数の把握のみ行う - 年間10件以下の専利出願
C大学（四川省）	2005年4月に知財マネジメント方針を定めた - 専利出願は発明者（教職員）個人が行い、大学は出願手続きの支援を行う - 明細書の作成は成都市の弁理士に依頼する - 年間10件以上の専利出願

4. 考察

わずかな例外があるものの、中国内陸部の大学では知財マネジメントに消極的である。これは、知財に関する法知識の不足だけでなく、教職員および研究者の知財創出にたいする無関心さと関係があるものと思われる。どの国でも研究者は、知財マネジメントは法学の仕事であると思いがちであるが、著者らが行った聞き取り調査によれば、この傾向は特に中国で顕著だった。しかし、知財マネジメントを成功に導くためには法知識だけでなく、マネジメント・スキルと研究開発経験、端的に言えば MOT が必要である。実際、雲南省のある大学の法学部教員からは、特許の法手続きに関してはよく分かるものの、技術の価値判断は全くできないという悩みが聞かれた。

教職員・研究者の知財マネジメントに対するモチベーションの維持には、表 3 の A 大学のやり方、すなわち、知財活動に対する財政支援と評価の整備が好例となるだろう。

5. おわりに

以上述べたように、例外はあるものの、沿岸部に比べ内陸部の大学では知財マネジメントに対して消極的である。知財教育が不十分だということもあると思われるが、教職員・研究者が知財に対して興味を持っていないことも一因であると考えられる。例として挙げた A 大学のやり方、すなわち、知財活動に対する財政支援と評価の整備が一つの解決策になると考えられる。

謝辞

「中国内陸部人材育成事業」に関する調査内容の一部の公表を許諾していただいた国際協力銀行に謝意を表す。

参考文献

- [1] 田中義敏, 及川憲之: 中国におけるコピー製品対策の事例紹介と市場獲得への提言, 知財マネジメント研究, Vol. 1 pp. 36 - 45, 2003
- [2] *Education pirates*, August 17, 2006, People's daily online, http://english.people.com.cn/200608/17/eng20060817_294144.html
- [3] 日高賢治: 中国を巡る知的財産権問題の現状と将来, 知財マネジメント研究, Vol. 3 pp. 17 - 25, 2005
- [4] *75% of Chinese universities in great need of patent application*, June 17, 2005, People's daily online, http://english.people.com.cn/200506/17/eng20050617_190876.html
- [5] Felicia M. Fai. Using intellectual property data to analyze China's growing technological capabilities, *World Patent Information*, 2005, (27), 49 - 61
- [6] State Intellectual Property Office of the People's Republic of China, Data Center, <http://www.sipo.gov.cn/sipo/sjzx/>
- [7] National Bureau of Statistics of China, *China Statistical Yearbook 2004*, 2004
- [8] Ministry of Education of People's Republic of China, Science and Technology Development Center. Ranking of domestic universities in terms of patent applications in 2004, 2005, <http://www.cutech.edu.cn/paihangbang/000429.asp>